

令和6年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 結 果
議 案 第 7 2 号	専決処分の報告について(令和6年度清瀬市一般会計補正予算(第6号))	令和6年10月27日の衆議院議員選挙を執行するにあたり早急に予算計上して選挙に向けて準備をする必要が生じたため、一般会計補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。 主な内容 1 専決処分番号 令和6年第6号 2 専決処分日 令和6年10月4日 3 主な内容 予算総額 (1) 現予算総額 37,792,527 千円 (2) 補正予算額 28,848 千円 (3) 補正後予算総額 37,821,375 千円 歳 入 (4) 補正予算歳入額 28,848 千円 都支出金 28,848 千円 (衆議院議員選挙) 歳 出 (5) 補正予算歳出額 28,848 千円 総務費 衆議院議員選挙費 28,848 千円 所管課 財政課	12月19日 承 認
議 案 第 7 3 号	令和6年度清瀬市一般会計補正予算(第7号)	補正前の歳入歳出総額 37,821,375 千円 補正後の歳入歳出総額 38,381,683 千円 歳入総額 560,308 千円 主なもの 国庫支出金 235,124 千円 都支出金 152,721 千円 繰入金 172,463 千円 歳出総額 560,308 千円	12月19日 可 決

		主なもの 総務費 13,045 千円 民生費 480,555 千円 衛生費 0 千円 土木費 9,000 千円 消防費 14,968 千円 教育費 42,740 千円 所管課 財政課	
議 案 第 74 号	令和6年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）	補正前の歳入歳出総額 2,437,722 千円 補正後の歳入歳出総額 2,444,750 千円 歳入総額 7,028 千円 主なもの 繰入金 6,649 千円 諸収入 379 千円 歳出総額 7,028 千円 主なもの 保健事業費 7,028 千円 所管課 保険年金課	12月19日 可 決
議 案 第 75 号	清瀬市事務手数料条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例	市民の利便性向上及び多機能端末機の利用促進を図るた め、交付事務手数料の特例措置を延長できるよう条例の一部 改正するものです。 同端末機での証明等の交付は、令和6年度末までの特例措 置として、条例本則に規定する手数料をさらに減免している ものを令和7年度末まで延長するものです。 特例措置の適用 1 戸籍の全部事項証明・個人事項証明の交付手数料 「350 円」→「300 円」 2 印鑑登録証明、住民票の写し、戸籍の附票の写し、市・ 都民税課税証明、市・都民税非課税証明の交付手数料 「200 円」→「150 円」 所管課 市民課	12月19日 可 決
議 案 第 78 号	清瀬市立公園条例の一部を改正す る条例	市民から遺贈を受けた約1ha の公園用地を都市公園とし て供用開始するため、条例の一部を改正するものです。	12月19日 可 決

		都市公園の名称等 1 名 称 清瀬市立清瀬花の里公園 2 位 置 清瀬市中里五丁目1番16 所管課 水と緑と公園課	
議 案 第 79 号	清瀬市多世代交流施設の指定管理者の指定について	清瀬市多世代交流施設の設置目的をより効果的に達成するため、現施設を含め市内の複数の公共施設を運営している指定管理者に引き続き施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。 主な内容 1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 名 称 清瀬市松山多世代交流施設 (2) 位 置 清瀬市松山三丁目 13 番 14 号 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 (1) 名 称 アクティオ株式会社 (2) 所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX中目黒6階 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (3 年間) 所管課 市民協働課	12月19日 可 決
議 案 第 80 号	清瀬市営駐車場及び清瀬市有料自転車等駐車場の指定管理者の指定について	清瀬市営駐車場及び清瀬市有料自転車等駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を経るものです。 主な内容 1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 名 称 クレア市営駐車場 位 置 東京都清瀬市元町一丁目 4 番 5 号 (2) 名 称 清瀬駅北口地下駐輪場 位 置 東京都清瀬市元町一丁目 4 番 3 号 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 清瀬都市開発株式会社 所在地 東京都清瀬市元町一丁目 9 番 14 号	12月19日 可 決

		3 指定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで (2年間) 所管課 道路交通課	
議 案 第 81 号	令和6年度清瀬市一般会計補正予算(第8号)	市職員の給与改定等に伴う人件費の調整並びに当初予算と人事配置の差により生じた不足を補うため、補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 (1) 現予算総額 383 億 8,168 万 3 千円 (2) 補正予算額 23,500 千円 (3) 補正後予算総額 384 億 518 万 3 千円 2 補正予算歳入額 23,500 千円 3 補正予算歳出額 23,500 千円 4 補正予算歳出内訳 (1) 議会費 2,500 千円 (議会活動事業(議会費)を増額) (2) 総務費 8,600 千円 (職員人件費(一般管理費)給料 3,000 千円、職員手当等 5,600 千円を増額) (3) 民生費 8,300 千円 (介護保険特別会計繰出金 4,500 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 3,800 千円、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の人件費補正に伴う繰出金) (4) 農林業費 2,400 千円 (職員人件費(農業総務費)給料 1,200 千円、職員手当等 1,000 千円、共済費 200 千円を増額) (5) 教育費 1,700 千円 (職員人件費(学校管理費(小学校))報酬 1,700 千円を増額)	12月19日 可 決

		所管課 財政課	
議 案 第 82 号	令和6年度清瀬市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするため、補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 （1）現予算総額 79 億 475 万 1 千円 （2）補正予算額 450 万円 （3）補正後予算総額 79 億 925 万 1 千円 2 補正予算歳入額 450 万円 （1）地域支援事業繰入金 450 万円 3 補正予算歳出額 450 万円 4 補正予算歳出内訳 （1）地域支援事業費 450 万円 所管課 介護保険課	12月19日 可 決
議 案 第 83 号	令和6年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市職員の給与改定に伴う人件費の調整、並びに当初予算と人事配置の差により生じた過不足を調整するため、補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 （1）現予算総額 24 億 4,475 万円 （2）補正予算額 380 万円 （3）補正後予算総額 24 億 4,855 万円 2 補正予算歳入額 380 万円 （1）繰入金 380 万円 （事務費繰入金） 3 補正予算歳出額 380 万円 4 補正予算歳出内訳 （1）総務費 380 万円	12月19日 可 決

		(職員人件費 (一般管理費)。給料 1,600 千円、職員手当等 1,700 千円及び共済費 500 千円を増額) 所管課 保険年金課	
議 案 第 84 号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	去る 10 月 18 日、東京都人事委員会は東京都職員の給与等に関する勧告を東京都知事に行いました。 市は、この勧告に準拠して市職員の行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給率を改定するため、条例の一部改正するものです。 主な内容 1 行政職給料表の改定 公民格差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置き、主に若年層の給料月額を引き上げる行政職給料表の改定をするものです。 また併せて、国家公務員及び民間における初任給の状況を踏まえ、市職員に有為な人材を確保する観点からも初任給を引き上げます。 給料表の平均改定率は 2.7%増額改定になります。 2 期末・勤勉手当の支給率の改定 正規職員の期末・勤勉手当の支給率を 0.2 月引き上げ、年支給率を「4.65 月」から「4.85 月」に改定する条例の一部改正をするものです。 また、再任用職員及び再任用管理職の期末・勤勉手当の支給率についても 0.1 月引き上げ、年支給率を「2.45 月」から「2.55 月」に改定する一部改正を行うものです。 所管課 未来創造課	12月19日 可 決
議 案 第 85 号	清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	去る 10 月 18 日、東京都人事委員会は東京都職員の給与等に関する勧告を東京都知事に行いました。 市は、この勧告に準拠し、清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年清瀬市条例第 17 号）を一部改正するものです。 主な内容 特定任期付職員の給料表を平均 2.4%引き上げ、併せて、年間期末手当支給月数を 0.15 月分引き上げ「3.5 月」から	12月19日 可 決

		「3.65 月」に改定するものです。	
		所管課 未来創造課	

※当初上程予定の議案には議案第76号及び議案第77号が含まれていましたが、上程前に執行部側から取下げの申し出があったため、今定例会の議案には含まれておりません。